

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和4年7月1日時点)

9

福岡県では新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者(個人事業主を含む)の皆さまに対し、福岡県の制度融資「緊急経済対策資金(伴走支援型)」による資金繰り支援を実施しています。

福岡県制度融資「緊急経済対策資金(伴走支援型)」による支援

・融資条件

融資対象	次の①又は②に該当し、かつ、経営行動に係る計画を策定し、その実行と進捗の報告を金融機関に行う者 ①新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の認定を受けたもの ②セーフティネット保証5号の認定を受けたもの(売上高が15%以上減少しているものに限る)
融資限度額	6千万円
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0%(事業者負担分(0.2%)を県が負担)
取扱期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

セーフティネット保証4号

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比20%以上減少した方が対象となります。

セーフティネット保証5号

対象業種(※)に属する事業を行っており、売上高等が前年同期比5%以上減少した方が対象となります。

※対象業種

全国的に業況の悪化している業種を国が指定しています。対象業種については、中小企業庁のHPをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp>

・手続きの方法

- 手順1 県制度融資「緊急経済対策資金(伴走支援型)」取扱金融機関にご相談ください。
- 手順2 市役所・町村役場でセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けてください。
- 手順3 融資申込書類等を作成し、取扱金融機関に提出してください。

【お問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課 電話 092-643-3424

制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r4yuushiseidoannai.html>)

